

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設開所準備業務 (第21施設) 仕様書

1 委託業務の名称

新型コロナウイルス感染症軽症者等宿泊療養施設開所準備業務 (第21施設)

2 委託業務の概要

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、医療崩壊を防ぐための取組として、軽症者等については宿泊療養施設で療養できる体制の整備を進めている。その中で始良伊佐地域には宿泊療養施設がなく、早急な宿泊療養施設の整備が求められているため、宿泊療養施設の開設に関わる業務全般を委託する。

3 委託期間

令和4年5月1日から令和4年5月31日の期間

(1) 開設準備期間

令和4年5月1日から令和4年5月12日 (うち、施設設営は令和4年5月10日～11日の2日間)

※令和4年5月12日に宿泊療養施設を開所するため、令和4年5月1日～9日は現地視察等の調整期間とし、令和4年5月10日～11日に設営を行う。

なお、令和4年5月12日以降は、令和4年5月12日までにやむを得ない理由により納品が間に合わない物品 (出荷制限・購入数制限がある医薬品等) を補充する期間とする。

4 業務の基本方針

受託者は、次に掲げる事項を十分に理解した上で、適正に業務を行うものとする。

- (1) 業務の全般にわたって、宿泊療養施設及び療養者のプライバシーが守られるような施設整備を行うこと。
- (2) 施設内での感染防護対策を徹底するため、療養者の生活区域 (レッドゾーン) と施設運営に携わる者 (以下、「職員」という。) の業務・生活区域 (グリーンゾーン) 及び防護具脱衣区域 (イエローゾーン) に区域設定 (ゾーニング) し、それぞれの行動範囲を限定しているため、職員 (外部業者含む) の二次感染の防止が図られるよう設営を行うこと。
- (3) 療養者及び職員の安全かつ快適な利用が図れるよう、施設設備等の適切な維持管理に努めること。
- (4) その他、関係法令及び条例等の規定を遵守すること。

5 施設の概要

委託者が別途借上げる宿泊療養施設の概要は以下のとおり。

- ・アーバンホテル国分 (〒899-4332 霧島市国分中央3丁目17-19)
- ・療養室数は61室 (総室数74室)

6 開所準備事項

宿泊療養施設の開所にあたっての準備事項（業務委託内容）は次のとおり。

(1) マスカーテープによる施工

前記「4-(1)」のため、外部から宿泊療養施設内部が見えないようにマスカー等で適切な施工をする。

また、1階女子トイレを療養者の食事の弁当殻や防護服等の産業廃棄物置き場として使用するため、女子トイレ内部をマスカーテープにより施工すること。

(2) 事務スペースの整備

宿泊療養施設において、療養者を受け入れるための事務職員・看護師等が勤務する事務スペースを整備する。

(3) 療養室の整備

宿泊療養施設において、療養者が療養する部屋の整備（通常営業時にホテルが設置している物品の撤去及び療養に必要な物品の搬入等）を行う。

(4) 物品の購入、納入及び設置

前記(1)～(3)において必要となる物品等を調達するとともに、運営開始後も、必要に応じて必要な物品等の追加調達を行う。開設準備期間中に受託者において調達する物品の一覧は別紙のとおりとする。

調達物品と数量は、委託者と受託者で協議の上最終決定する。

7 その他

(1) 受託者は、業務の実施に当たっては、実施内容の詳細について事前に委託者と協議すること。

(2) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合は、予め委託者と協議の上、承認を得ること。

(3) 受託者は、委託料または履行期間を変更する必要があるときは、委託者と協議の上、これを定めること。

(4) 受託者は、受託した業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、業務の一部を効率的に行う上で必要と思われる業務については、協議の上、業務の一部を委託することができる。

(5) 受託者は、本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。